

# 週報



国際ロータリー  
第2560地区

## SanjoMinamiRotaryClub

2006~2007 年度  
2006年8月 7日 第1797回 本年度第5回

【出席率】 会員62名中45名

【先々週の出席率】96.497%

【ゲスト】 新潟地方検察庁 検事正 仲田 章 様  
秘書係長 寺沢茂人 様

2006~07年度  
クラブ会報特別企画



あの人 あの時  
田中 久作 君

会長挨拶

馬場 一敏 会長



挨拶いたします。

本日は、新潟地方検察庁 検事正 仲田 章様の卓話です。40分間ということですのでよろしくお願いします。

卓話は、「裁判員制度について」であります。司法制度の改革が叫ばれ、民事事件について司法委員参与(家事)などでの専門委員制度、簡易裁判所の取扱請求額(140万円まで)の拡大、または計画審理のために新たに証拠収集方法の導入など現に改革は実施されております。

刑事事件に対しては、欧米の陪審員制度に類似した制度が平成21年5月からスタートすることになっております。

皆さんも裁判員制度は聞いたことがあると思います。その狙いは、「国民の司法への参加」「国民の感覚を裁判の内容に反映させる」ことです。そして、国民に司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。特に刑事事件は「国(お上)がすること」と国民の意識と裁判が完全に離れていたと思います。今後は裁判員制度を通じ、刑事事件についてどのようになるのか、お教え願えれば幸いです。

国際ロータリークラブ会長

第2560地区ガバナー

第4分区分アシスタントガバナー

会長 馬場 一敏

三条南ロータリー事務局

ウィリアム ビル ボイド [ニュージーランド]

中 條 耕 二 [三条北]

桑 原 寛 治 [加 茂]

幹 事 田 代 徳 太 郎 SAA 広 岡 豊 樹

〒 955-8666 三条市旭町2-5-10

三条信用金庫内

TEL 0256-35-3477 FAX 0256-32-7095

E-mail info@sanjo-minami.jp URL http://www.sanjo-minami.jp



## 委嘱状伝達

来日一年交換学生カウンセラーとして  
長谷川晴生会員が委嘱されました。

### 幹事報告

田代 徳太郎 幹事

#### ●中條ガバナー事務所より 地区大会のご案内

・RI会長代理ご夫妻歓迎晩餐会

とき 10月 7日(土) 18:00~

ところ 饒心亭 おゝ乃

※ 馬場ガバナーノミニー 蕪澤地区社会奉仕委員長 馬場会長 出席

・地区大会本会議 ・ロータリーの夕べ

とき 10月 8日(日) 9:00~19:15

ところ 県央地域地場産業振興センター

※ 100%登録 10月16日例会を振替



～ 8月 7日 ¥21,000 今年度累計 ¥137,000 ～

- 検事正 仲田様 本日はよろしくお願ひ致します。食事代をBOXに協力させていただきます。
- 馬場(一)君 仲田様卓話よろしくお願ひ致します。
- 田代君 新潟地方検察庁 検事正 仲田様、本日の卓話有難うございます。
- 野島君 仲田検事正様、今日はよろしくお願ひします。
- 馬場(信)君 お蔭様で、吉田秀治さん、佐藤譲さん、長谷川晴生さんのご支援を得て、蕪澤喜一郎さんから2008～09年度第2560地区の地区幹事として就任いただきます。心から厚く御礼申し上げます。
- 坂井君 日本三霊山の白山へ2日で14時間30分の登山をして来ました。1日3,000～4,000人が登山したそうです。
- 安達君 先週の夜例会では、長谷川さん、西野さん、星野さん有難うございました。岡村親睦委員長ご苦労様でした。
- 荒澤君 昨日、銀座で「打水(ウチミズ)」イベントを見てきました。全く涼しくなりませんでした。道路温度は55℃でした。
- 蕪澤君 大変暑い日が続きますが体調を崩されないよう頑張りましょう！ 気をつけましょう！ BOXに協力
- 西巻君 暑い日が続いておりかありません。BOXに協力
- 坪井君 三条祭、3日間とも晴れて良かったですね。
- 武藤君 ワインを頂き、有難うございます。
- 飯山君、大溪君、岡村君、白倉君、滝口君、銅冶君、馬場(茂)君 BOXに協力致します。
- 佐藤(嘉)君 BOXにご協力有難うございました。

## 「司法制度改革の概要」

新潟地方検察庁

検事正 仲田 章 様



新潟地検の仲田でございます。

平成21年からは、裁判官と同じ法廷に皆さんに立っていただくということが決まりました。本日は、なぜそういった制度があるのか、またどういった制度であるのか、ご紹介したいと思います。

今回の司法制度改革は単に今までの制度の改正というよりも、司法分野における改革と言った方がいいとご理解頂きたいと思います。今まで立法・司法・行政、いずれの中にも国民が直接意思決定に携わるということはありませんでした。ところが、今後、刑事司法については、国民の皆さんが直接判決決定に加わることになります。例えば殺人事件が起こった場合、平成21年にスタートする裁判員制度の下では、一

般国民の6人の裁判員が加わらなければ、裁判はできないことになります。

司法制度改革には、大きく分けて3つの柱がありますが、今日は特に皆さんにお願いしなければいけない裁判員制度についてご説明します。

今までの刑事裁判は、例えば死刑、無期懲役、懲役15年等、ある一定の重大犯罪についての裁判は、裁判官3人と検察官、弁護士だけで進められ、一般の方は柵の外側で傍聴人という立場、あるいは新聞などを見て、その推移を見守るということで、意思決定のメカニズムに加わることは全くありませんでした。ところが、裁判員制度が導入されると、今まで傍聴席に居た一般国民の方が裁判官の席に座ります。裁判官3人、裁判員6人の、合わせて9人の裁判になり、死刑、無期懲役、懲役15年などの重大犯罪について、有罪、無罪、有罪としてどのくらいの刑にするかということも全て決めていただきます。これが裁判員制度です。これは何のためかと言いますと、なぜこの事件で無期懲役なのか、死刑なのかを裁判員が加わることにより身近で分かりやすいものになり、また、裁判員が加わることで、国民の皆さんの刑事司法に対する信頼が向上するのではないかとということがいろいろ論議されて、今回の裁判員制度ができあがったわけです。

裁判員は、例えば来年裁判員制度が始まるとすれば、今年の9月までに衆議院の選挙人名簿(20歳以上)を基に選挙管理委員会が、全くのクジで裁判員候補者名簿(何千人)を作ります。そして、このクジに当たった方に裁判所から「あなたは来年裁判員候補者として、裁判所に来てもらう可能性がありますのでよろしく」という手紙が届きます。そして、殺人事件の起訴がされると、前年通知の行った何千人の中から、またクジをして50～100人が選ばれて、何月何日に新潟地方裁判所において下さいという通知が行き、そして、裁判所で裁判員を選ぶための手続きが行なわれます。被告人と知り合いか、被害者と親族関係があるか、公務員か等々、質問表に書いたり、裁判官からいろんなことを尋ねられて6人が選ばれます。ここにはほとんど作為の入る余地はありません。

裁判員対象事件とは、法定刑で死刑、無期の懲役・禁錮が定められた事件、あるいは1年以上の懲役、禁錮の内で、わざとした犯罪行為で被害者が死亡した事件。恐らく新聞を賑わす、ちょっと見出しの大きな事件報道全てと言っていい程のものが裁判員対象事件となります。新潟県での裁判員対象事件は、昨年27件、1ヶ月に2度程度は裁判員制度対象事件があるということです。事件数は増減がありますが、仮に年間50件とした場合、裁判員は年間300人、候補者は2,500～5,000人、有権者は約198万6千人(平成18年6月現在)ですから、現在では397～794人に1人が裁判員候補者になるということですが、この制度が10年続けば、ここに居られる方の中から1人が候補者として呼ばれる計算になります。そういう意味では決して人ごとではないということです。

裁判員は公判に立会い、検察官が出す写真や調書等の証拠は全て見てもらいます。なおかつ、疑問があれば直接被告人にも証人にも質問し、裁判官と全く同じ法廷活動が認められます。公判が終わると別室で裁判官と共に評議・評決をします。アメリカの陪審員は有罪、無罪だけを決めますが、我が国の場合は、評議に裁判官が加わり、有罪、無罪だけでなく、有罪とした場合の量刑まで決めます。

裁判員と裁判官の1票は同じ価値で評決は過半数で決めますが、例外として、裁判官3人が無罪、裁判員6人は有罪の時など被告人に不利な方向の結論については、職業裁判官1人が加わらなければならないことになっています。逆に

被告人に有利な方向の場合は、裁判員だけの賛成で決まってしまうので非常に重要な責任があるということです。判決を宣告すると裁判員の任務が終わりますが、裁判員の名前、住所は一切公表されません。

何ヶ月も何年も裁判が続くと困りますので、これは刑事訴訟法が同時に改正され、連日的開廷が義務付けられています。今まで2、3年掛かっていた刑事裁判をどんなに掛かっても1週間から10日で終わらせるという覚悟で準備しています。法律知識は全く無い方ばかりですが、裁判の9割9分が事実認定で、法律の解釈や争いはほとんど裁判の場ではありません。あらかじめ問題点を整理して迅速に審理を行なうため、今回の目玉として、今まで法廷で弁護人と検察官があれこれやり取りしていたものを第1回公判の始まる前に済ませてしまい、本当に大事な証拠調べの所を法廷に持ってくる、ここを充実させるという制度が取り入れられました。そして、当然難しい用語は使わない。言い回しも誰でも分かるような表現を使う。証拠もスライドを用いて工夫します。

一番よく聞かれるのは、裁判員は辞退できるかということですが、これはかなり難しいと思って下さい。辞退できる理由は限られています。70歳以上の方、事業に著しい損害が生ずるおそれがある人、この日以外に行なうことができない重要な社会的用務がある方などに限られます。初めから除外される方は、義務教育(同等の学力があればよい)を終了していない人、禁錮以上の刑に処せられた人、心身に故障のある人、就職禁止事由(司法関係者、警察職員、自衛官等)に該当する人、不適格事由(被告人、被害者の親族、同居人)のある人等です。裁判員として出頭することは、公民権行使になりますので出頭する権利があります。労働基準法7条が適用され、使用者が拒めば6ヶ月以下の懲役等の罰則があり、ボーナスを減らしたり不利益取扱いは禁止されていますので、事業者の方は、従業員が裁判員等として裁判所に行くことになりましたら、快く送り出していきたいと思えます。

裁判員の義務としては、選任手続きで嘘を言わない、評議の秘密を漏らしてはならない等があります。

この裁判員制度は平成21年5月までに実施することは既に決まっています。

何卒、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

## 四つのテスト

一言行はこれに照らしてから

I 真実か どうか

III 好意と友情を深めるか

II みんなに公平か

IV みんなのためになるか どうか